

実施要領別紙 共同利用について

1 参加市町村について

人口区別ごとの市町村数は以下のとおりとする。ただし、当市町村数は令和 8 年 8 月末現在の県の電子申請システムの共同利用に参加している市町村の情報であり、実際の委託経費は令和 9 年度からの共同利用に参加する市町村によって決定することに留意すること。

人口区分（R7 国勢調査より）	市町村数
20 万人以上	2
15 万人以上	1
10 万人以上	0
5 万人以上	1
3 万人以上	1
2 万人以上	4
1 万人以上	7
5 千人以上	5
1 千人以上	5
合計	26

2 契約

（1）契約主体

県が県のサービス利用料及び上記市町村のサービス利用料を含めた委託額をもってサービス提供事業者と契約を締結する。

（2）対象機能

当契約に含める機能は基本機能（追加料金なしで利用できる機能）と、ファイル無害化機能とする。

ファイル無害機能が基本機能に含まれない有料オプション機能である場合は、料金を明記の上、当契約の委託額に含むこと。

（3）変更契約

契約期間の途中で参加市町村の増減があった場合は、その都度変更契約を締結するものとする。

3 オプション機能契約

上記の基本機能及びファイル無害化機能のほか、各市町村において有料のオプション機能を利用したい意向があった場合は、市町村ごとにオプション機能分の契約を個別に締結するものとする。

なお、契約額は市町村ごとにサービス提供事業者と協議し、決定するものとするが、共同利用による価格面でのメリットがあれば提案すること。